

## 申請における注意点！

★以下に、申請時に事業者様が間違えやすい点をピックアップしておきます。定期申請を行う際に、参考にしてください。

### <提出書類等関係>

①履歴事項全部証明書（いわゆる商業登記簿謄本）、消費税及び地方消費税納税証明書、法人事業税・個人事業税納税証明書、身分証明書、横浜保護観察所発行の証明書、神奈川県消防団協力事業所表示制度認定証明書は必ず原本を送って下さい！コピーでは受け付けられません。

②法人事業税・個人事業税の納税証明書は、各都道府県の機関である「都税事務所」「県税事務所」「府税事務所」などで発行されます！国の機関である「税務署」では発行されません。なお、法人事業税の納税証明書と法人税の納税証明書は全く異なりますのでご注意ください。法人税の納税証明書は不要です！

③ 役員名簿の提出は、エクセルファイルで作成していただいた名簿を、インターネット上でシステムにアップするものです。印刷し

て提出する必要はありません！また、県指定の様式に入力していただく必要があります。下記のURLにおいて、様式のダウンロードと記入後のアップロードをすることが可能です（様式は下記リンク先にあります）。

役員名簿をアップロードするURL

[https://dshinsei.e-kanagawa.lg.jp/140007-u/offer/offerList\\_detail?tempSeq=4368&accessFrom=offerList](https://dshinsei.e-kanagawa.lg.jp/140007-u/offer/offerList_detail?tempSeq=4368&accessFrom=offerList)

④ 工事申請者の方は、令和3・4年度定期申請から、資本関係又は人的関係情報の提出が必須となりました。資本関係又は人的関係情報の提出は、エクセルファイルで作成していただいた情報を、インターネット上でシステムにアップするものです！印刷して提出する必要はありません！また、県指定の様式に入力していただく必要があります！下記のURLにおいて、様式のダウンロードと記入後のアップロードをすることが可能です。（様式は下記リンク先にあります。）

資本関係又は人的関係情報をアップロードするURL

[https://dshinsei.e-kanagawa.lg.jp/140007-u/offer/offerList\\_detail.action?tempSeq=8538](https://dshinsei.e-kanagawa.lg.jp/140007-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=8538)

## <入力関係>

①法人の皆さんは、必ず法人番号を入力してください！法人番号は、国税庁から郵送された法人番号指定通知書に記載されている13桁の数字です。なお、個人事業主の方は絶対に個人のマイナンバーを入力しないでください！個人事業主の方は、法人番号の入力は不要です！

②組織称号のフリガナは不要です。つまり、「株式会社商事」であればフリガナは「ケンチュウショウジ」だけで結構です。「カブシキガイシャ」は不要です！

③住所の番地などは数字で入力してください。つまり、「横浜市中区〇〇町一丁目一番地一号」では無く、「横浜市中区〇〇町1-1-1」と記入してください。なお、数字やハイフンは全て全角で入力してください。

④申請者メールアドレスは必ず入力してください。認定通知やお知らせのメールが届かないことがあります。

⑤消費税込みで損益計算書を作られている方は、売上実績情報欄では必ず税抜きの金額を入力してください。

算出式：税込みの売上高（円）×100/110（千円未満切り捨て）

### <その他>

・ 認定番号ごとの申請日の指定について

資格申請システムへのアクセスが集中することにより、つながりにくくなることを避けるため、できるだけ、下記の認定番号ごとに指定された期間内に申請データの送信作業を行ってください。

資格申請システムへのログインの際には、本ID（認定番号）とパスワードが必要となります。

本IDと初期パスワードは、初めて本システムから競争入札参加資格認定申請を行い、資格を認定された際の「競争入札参加資格認定通知書」に記載してあります。手続開始前に必ず確認してください。

#### 申請期間の一覧表

10月 1日～10月 5日	100001～105000
10月 7日～10月12日	105001～111000
10月15日～10月19日	111001～116000
10月21日～10月26日	116001～122500

10月28日～11月 2日	122501～129000
11月 5日～11月 9日	129001以降の方

※ 表に示す申請期間中に作業を行えない場合は、申請期限までのご都合のよい時に作業を行ってください。

※ 申請期限の間際になると、資格申請システムへのアクセスが集中することにより、つながりにくくなることがあるので、ご協力をお願いします。